

令和5年5月18日

諮問番号 令和3年度諮問第1号

諮問事件 令和5年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

三木町長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、地方税法（昭和25年法律第226号）第373条第7項の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第62条第1項の規定に基づく債権差押処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の趣旨

本件処分の取消しを求める。

差押処分に延滞金が含まれているが、処分庁からは延滞金を付けないと説明された。

期別の口座振替としているにもかかわらず口座の残高不足を理由に振替不能になったと処分庁から説明を受けた。経済状況から口座振替で全期前納の手続をするはずがないため、処分庁の説明は信用できない。

都度説明を求めてきたが、事前の説明及び請求もなく明確な回答が得られていない。

差押口座についても、個人情報収集しており違法に当たるのではないかと。

これまで誠意をもって納付してきたので差押の計画があるのなら話してくれれば納付した。

#### 2 処分庁の弁明の要旨

本件処分は、何ら違法、不適切な点はなく、本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきである。

本件処分は地方税法第373条第1項第1号の規定に基づき実施した滞納処分である。

督促手数料は地方税法第372条及び三木町税条例（以下「税条例」という。）第21条に基づき加算したもので、延滞金は地方税法第369条第1項及び税条例第19条で定める割合に基づき加算したもので、双方とも審査請求人が支払わなければならない。

審査請求人は、平成30年12月に処分庁が審査請求人宅を臨戸した際、「本税を納付すれば延滞金は加算しない」との趣旨の発言をしたと主張するが、職員に確認したところ、そのような発言をした事実はないとの証言があったこと、また、同月本町窓口においても審査請求人の「延滞金を加算しないでほしい」との要求を断っている記録を確認していることから、処分庁は審査請求人の主張する発言の事実はないものと推定している。

処分庁は、審査請求人に対し随時適切な説明を行っており、振替不能時には通知書を送付し、口座振替の仕組みについても説明している。

処分庁は、国税徴収法第 141 条に基づく質問検査権を行使して預金調査を実施しており、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」という。）の適用除外である。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令の規定に沿って適正に行われ、違法又は不当な点はないかということから、以下のように判断する。

審査請求人は「納税の意思をもって固定資産税を納付してきたにもかかわらず、事前に連絡なく本件処分が行われた。本件処分を知っていれば納付した。」と主張するが、まず、審査請求人には、本件処分当日において町税●●●円の滞納があったことに争いはなく、処分庁において徴収の必要性があったことが認められる。

処分庁は、本件処分に先立ち、納期限から 20 日以内に督促状を発送し、これに基づく納付がなかったものについては、処分庁が滞納処分を行う法令上の要件は充足していたといふべきであり、本件処分自体に違法性は認められない。

処分庁は、令和 2 年 7 月 27 日、同年 7 月 31 日、同年 10 月 8 日にそれぞれ電話又は対面により納税交渉を試みているが、審査請求人は交渉の約束を反故にするなどし、説明を受ける機会があったにもかかわらず、自ら放棄したものと云わざるを得ない。さらに催告状の発送や、面会の上滞納処分を進める旨通告しており、信義誠実の原則に反するとは言えず、妥当性を欠いたものとは認められない。

審査請求人は、処分庁の口座振替手続に問題があり、全期前納による一括納付に設定されていることが原因で口座の残高不足による振替不能が生じ、滞納に至ったものと主張するが、審査請求人によって全期前納による一括納付を希望する旨の依頼書が届出されていることから、審査請求人の主張は客観的事実と反することが認められる。

審査請求人は、本件処分に係る差押口座の情報について、処分庁が違法に調査したものと主張するが、他の法令に基づくものは個人情報保護法の適用除外であること、処分庁は国税徴収法第 141 条に基づく質問検査権を行使して預金調査を実施したもの、であることから本件処分に係る差押口座の情報について、違法に収集したものと認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却するのが相当である。

### 第 4 調査審議の経過

令和 4 年 3 月 17 日付けで審査庁である三木町長から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 1 月 17 日及び同年 3 月 22 日の審査会において、調査審議した。

### 第 5 審査会の判断の理由

審理員意見書には、「本件処分当日において、審査請求人に町税●●●円の滞納があつ

たことに争いはなく」とあるが、延滞金の算入については審査請求人は争う姿勢を示していることから、審査会は処分庁に対し、延滞金に関する審査請求人の主張に対する処分庁の認否を明らかにするよう求めたところ、処分庁は、審査請求人の主張する「処分庁が延滞金は加算しないと発言した」との点については否定し、審査請求人の要求に対し対応不可である旨回答した記録を示したものである。一方、審査請求人の主張を裏付ける証拠は示されていない。そのため、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の町税吏員は、滞納者の財産を差し押えなければならない」とする地方税法第373条第1項第1号の規定のとおり、要件を満たす場合は処分庁には滞納処分を行うことが義務付けられているのであって、処分庁による裁量判断を行う余地はないことから、本件処分は法令の定めに沿って適正に処理されたものと認められる。なお、督促状が適法に発送されたものか否かについては、審査庁に対し資料の提出を要求し、審査会において精査を行ったが、いずれも納期限から20日以内に発送された適法なものであったことを補足しておくこととする。

また、口座振替の手続及び差押口座の情報収集における適法性並びに妥当性については、審理員意見書の第4の2の(2)及び(3)の判断に異論はなく、適法かつ妥当であると認められる。

以上のことから、本件処分について、違法性及び不当な点は認められず、本件審査請求には正当な理由がないことから第1のとおり判断する。